投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025年5月27日

# ラップ専用・ 日本債券アクティブ (クレジット戦略型)

追加型投信/国内/債券

#### ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は 野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。 は請求目論見書に記載しています。
- ●ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

#### 野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号

<照会先>野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 〈受付時間〉営業日の午前9時~午後5時

●ホームページ

https://www.nomura-am.co.jp/

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

	商品分類		属性区分			
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

■設立年月日:1959年12月1日

■資本金:171億円(2025年4月末現在)

■運用する投資信託財産の合計純資産総額:62兆1178億円(2025年3月31日現在)

この目論見書により行なうラップ専用・日本債券アクティブ(クレジット戦略型)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年10月28日に関東財務局長に提出しており、2024年10月29日にその効力が生じております。

- ●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



## ■ ファンドの目的

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## ■ ファンドの特色

#### 主要投資対象

内外の金融機関、事業会社等が発行する円建ての社債(シニア債、劣後債等を含みます。)、 資産担保証券、モーゲージ担保証券およびわが国の国債等を実質的な主要投資対象\*とし、わ が国の国債を対象とした先物取引(以下「国債先物取引」といいます。)および、わが国の企 業の信用リスクに係る円建てのデリバティブ取引を実質的な主要取引対象\*とします。

※「実質的な主要投資(取引)対象」とは、「クレジット戦略型円建て債券マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資 (取引)対象という意味です。

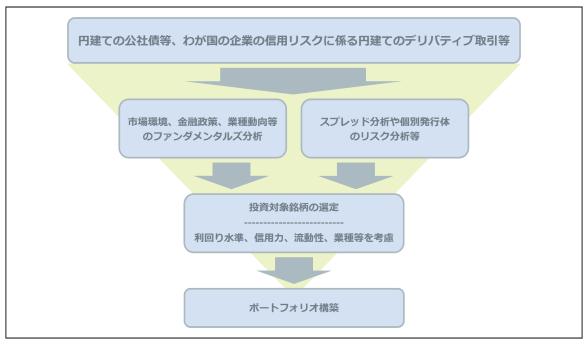
#### 投資方針

- ●主として内外の金融機関、事業会社等が発行する円建ての社債、資産担保証券、モーゲージ 担保証券およびわが国の国債等に分散投資を行ない、中長期的にわが国の債券市場全体のパ フォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行ないます。
- ●ポートフォリオの構築にあたっては、市場環境、金融政策、業種動向等のファンダメンタル ズ分析に加え、スプレッド分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、利回り水準、信 用力、流動性、業種等を考慮し、投資対象銘柄を選定します。



# ファンドの目的・特色

#### ■ポートフォリオ構築プロセス■



\* 上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

- ●投資する円建ての社債、資産担保証券、モーゲージ担保証券等は、取得時においてBBB格相当以上の格付(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)を有するものとします。なお、わが国の国債については、格付に関わらず投資を行なえるものとします。
- ●ポートフォリオのデュレーションは、わが国の債券市場全体のデュレーションを中心として、 一定の範囲内に維持することを基本とします。デュレーションの調整にあたっては、国債先 物取引の買い建てあるいは売り建てを行なうことを基本としますが、選択権付債券売買取引 (債券店頭オプション取引) および金利スワップ取引等を活用する場合があります。
- ●わが国の企業の信用リスクに係る円建てのデリバティブ取引の活用にあたっては、市場環境 および個別発行体の信用力等を勘案し、わが国の企業で構成されるインデックス、および個 別発行体を対象としたクレジット・デフォルト・スワップ取引のプロテクションの売買を行 ないます。なお、当該デリバティブ取引の想定元本の総額は、ファンドの純資産総額の範囲 内とします。
- ●NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)\*をベンチマークとします。
  - ※NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された 公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオの パフォーマンスをもとに算出されます。

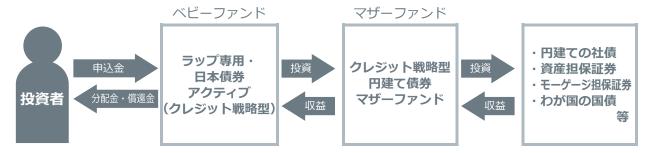
#### ■指数の著作権等について■

NOMURA-BPI総合の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。



# ファンドの目的・特色

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



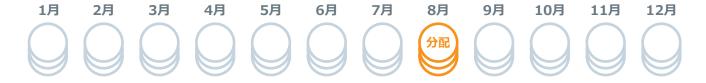
#### 主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の20%以内とします。
外貨建資産への 投資割合 外貨建資産への投資は行ないません。	
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

#### 分配の方針

原則、毎年8月27日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



\*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。</u>したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。 ファンドは債券に実質的に投資を行なうことに加え、実質的に債券先物取引 を活用しますので、これらの影響を受けます。 また、ファンドは、わが国の企業の信用リスクを対象としたデリバティブ取 引を実質的に活用しますので、参照企業の信用度の変動による当該デリバ ティブ取引の価格変動の影響を受けます。
取引先リスク	ファンドは、デリバティブ取引を実質的に利用しますので、取引先リスク (取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと) があります。

<sup>\*</sup>基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない 場合があります。
- ●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ●ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。
- ●店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。



●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または 全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を 設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

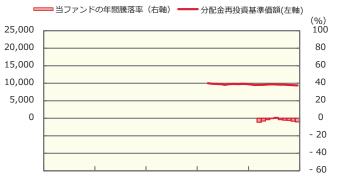
※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



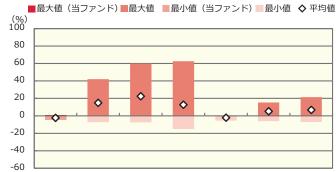
## ■ リスクの定量的比較 (2020年4月末~2025年3月末:月次)

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2020年4月 2021年3月 2022年3月 2023年3月 2024年3月 2025年3月

#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.9	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値(%)	△ 4.6	△ 7.1	△ 7.4	△ 15.2	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値(%)	△ 2.3	14.9	22.5	12.7	△ 2.0	5.3	6.9

- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化 し、設定日の属する月末より表示しております。
- \*年間騰落率は、2024年6月から2025年3月の各月末における1年 間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2020年4月から2025年3月の5年間(当ファンドは2024年6月 から2025年3月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最 小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
  - <代表的な資産クラスの指数>
  - ○日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

  - 元進軍株・MSCI・KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース) 新興国株 : MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
  - 〇日本国債: NOMURA-BPI国債
  - 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
  - ○新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

#### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・配当込みTOPIX(「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社 J P X総研又は株式会社 J P X総研の関連会社(以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P X が有します。 J P X は、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責 任を負いません。 JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対し 本商品は、 てもJPXは責任を負いません。

- NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。 ○FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income
- ILLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

  ○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに 提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の 公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイ 公式はコンプアメーション、戦いは指数に関連する何らかの商品の価値で値段を決めるものでもありません。また、投資戦略で視金にありる会計アトバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

てボジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資 銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



## **運用実績** (2025年3月31日現在)

## ■ 基準価額・純資産の推移 (日次: 設定来)

#### 基準価額(分配後、1万口あたり)(左軸)■ (円) 12,500 (百万円) 500 10,000 400 7,500 300 5,000 200 2,500 100 Λ Λ 2023年6月 2023年12月 2024年6月 2024年12月

## ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

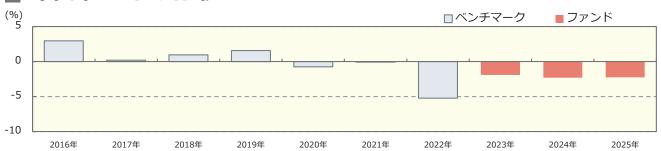
2024年8月	0 円
設定来累計	0 円

## ■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	国庫債券 利付(5年)第172回	国債証券	3.4
2	国庫債券 利付(10年)第371回	国債証券	3.1
3	国庫債券 利付(10年)第372回	国債証券	2.9
4	国庫債券 利付(20年)第186回	国債証券	2.8
5	日本製鉄 第6回利払繰延条項・期限前償還条項付劣後特約付	社債券	2.5
6	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第20回期限前償還条項付	社債券	2.5
7	国庫債券 利付(10年)第363回	国債証券	2.2
8	国庫債券 利付(20年)第187回	国債証券	2.0
9	アサヒグループホールディングス第1回利払繰延期限前償還条項劣	社債券	1.9
10	国庫債券 利付(20年)第182回	国債証券	1.9

## **■ 年間収益率の推移**(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2016年から2022年はベンチマークの年間収益率。
- ・2023年は設定日(2023年6月30日)から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

<sup>●</sup>ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



# ▋ お申込みメモ

購 入 単 位	1口単位または1円単位(当初元本1口=1円)
購 入 価 額	購入申込日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入の申込者の制限	販売会社に投資一任口座を開設した投資者等に限るものとします。
換 金 単 位	1口単位または1円単位
換 金 価 額	換金申込日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申 込 締 切 時 間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2024年10月29日から2025年11月26日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中 止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、 換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの 受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限 (2023年6月30日設定)
繰 上 償 還	受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年8月27日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)
信託金の限度額	3000億円
公 告	原則、https://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 *上記は2025年3月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、 内容が変更される場合があります。

<sup>※</sup>購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ■ ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

投	投資者が直接的に負担する費用								
	購入時手数料	ありません							
	信託財産留保額	換金時に、基準価額に <u>0.06%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じて ご負担いただきます。							
投	投資者が信託財産で間接的に負担する費用								
	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。								
			信託報酬率		年0.374%(税抜年0.34%)				
	運用管理費用(信託報酬)	支お払	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.26%				
		内税     容抜	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.05%				
			受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%				
	その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税							

### 税金

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- \*上記は2025年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- \*法人の場合は上記とは異なります。
- \*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



### (参考情報)ファンドの総経費率

(単位:%)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.37	0.37	0.00

(2023年6月30日~2024年8月27日)

- \*総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料 及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均 基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
- \*交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- \*各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- \*各比率は、年率換算した値です。
- \*マザーファンドが支払った費用を含みます。
- \* その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- \*上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- \*最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。